

組 合 規 程

1. 被 保 險 者 規 程
2. 給 付 規 程
3. 傷 病 手 当 金 規 程

福岡県医師国民健康保険組合

福岡県医師国民健康保険組合被保険者規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、この組合の被保険者について必要な事項を定めることを目的とする。

(甲種組合員)

第 2 条 福岡県医師会の会員は、法第 6 条に規定する者を除き、この組合の甲種組合員とならなければならない。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

(乙種組合員)

第 3 条 乙種組合員は、甲種組合員に雇用されている者で、その医療機関の業務に常時従事している者とする。

2 勤務医師については、福岡県医師会員となり甲種組合員として加入しない限り組合の被保険者となることは出来ない。

(世帯に属する者)

第 4 条 組合員の世帯に属する者とは、組合員と同一世帯（住居及び生計を同一とする）にある者で、住民票に記載されている次の範囲とする。ただし、医師として仕事をしている者は、福岡県医師会員となり甲種組合員として加入しない限り組合の被保険者となることは出来ない。

一 直系尊属（父母・祖父母等）

二 配偶者（内縁関係を含む）

三 子（法律上の子）

四 その他の三親等内の親族

(甲種組合員の脱退)

第 5 条 甲種組合員は、死亡、転出、社会保険加入等の事由のほかの事由により脱退しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会の承認を得ないで脱退したときは、理事会が承認する日の属する月まで保険料を納付しなければならない。

(甲種組合員の加入)

第 6 条 甲種組合員が組合に加入しようとするときは、国民健康保険被保険者資

格取得届に住民票を添付して、組合に提出しなければならない。

(乙種組合員の加入)

第7条 乙種組合員が組合に加入しようとするときは、国民健康保険被保険者資格取得届に住民票と雇用証明書を添付して、組合に提出しなければならない。

(組合員の脱届)

第8条 組合員が組合を脱退しようとするときは、国民健康保険被保険者資格喪失届を組合に提出しなければならない。

(資格取得)

第9条 被保険者は、組合がその届を受理した日に被保険者の資格を取得する。

ただし、出生の場合は、組合の確認を得て出生の日に遡って取得する。

2 前項による届出は、国民健康保険被保険者資格取得届に住民票を添付して組合に提出しなければならない。

(資格喪失)

第10条 被保険者は、組合がその届を受理した日に被保険者の資格を喪失する。

ただし、死亡の場合は、組合の確認を得て死亡の日の翌日に遡って喪失する。

2 前項による届出は、国民健康保険被保険者資格喪失届により行わなければならない。

(組合員変更届)

第11条 乙種組合員が他の甲種組合員にあらたに雇用されたとき、又は、組合員の世帯に属する者となったときは、国民健康保険被保険者申請事項変更届に住民票を添付して、組合に提出しなければならない。

ただし、乙種組合員の場合は適用しない。

(住所氏名事業所名変更)

第12条 組合員の住所又は氏名及び事業所名が変更になったときは、速やかに国民健康保険被保険者申請事項変更届を組合に提出しなければならない。

(国民健康保険高齢受給者証)

第13条 平成14年10月1日以降に70歳以上75歳未満の被保険者は、国民健康保険高齢受給者証申請書に「住民税(非)課税証明書」等の資料を添付して、組合の指定する期限までに届け出なければならない。

(被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の再交付)

第 14 条 被保険者証や国民健康保険高齡受給者証を破ったり、よごしたり、又は失ったりしたときは国民健康保険被保険者証・国民健康保険高齡受給者証再交付申請書を組合に提出し、再交付を受けなければならない。

なお、被保険者証カードの再交付については、手数料 1,000 円を徴収する。

2 再交付を受けた後、失った被保険者証や国民健康保険高齡受給者証を発見したときは、速やかに発見した被保険者証や国民健康保険高齡受給者証を組合に返還しなければならない。

(届 出)

第 15 条 この規程による届出は、甲種組合員が行わなければならない。なお、第 13 条の届出は、乙種組合員又はその世帯に属する被保険者の場合には、乙種組合員が行わなければならない。

(被保険者証の添付)

第 16 条 第 8 条及び第 10 条から第 12 条までの届書には、当該届書に係る被保険者証を添えなければならない。

(資料の提出)

第 17 条 被保険者は、組合が被保険者の資格に関し必要があるとき、収入の状況など必要な書類を組合へ提出しなければならない。

第 18 条 この規程に定めなき事項は、理事会の議を経てこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成 20 年 7 月 31 日から施行する。

昭和 35 年 1 月 1 日制定

昭和 53 年 4 月 1 日改正

平成 11 年 4 月 1 日改正

平成 12 年 4 月 1 日改正

平成 14 年 10 月 1 日改正

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 7 月 1 日改正

平成 20 年 7 月 31 日改正

福岡県医師国民健康保険組合給付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、この組合の保険給付について必要な事項を定めることを目的とする。

(被保険者証の提示)

第 2 条 被保険者が療養の給付を受けようとするときは、保険医療機関又は保険薬局に被保険者証を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その事がやんだあと、速やかにこれを提示しなければならない。

(一部負担金)

第 3 条 被保険者が規約第 14 条に定める給付割合について同意を得ない保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けたときは、当該療養取扱機関に支払った一部負担金額と規約第 14 条に定める一部負担金の額との差額を支給する。

(療養費)

第 4 条 療養費の支給を受けようとするときは、療養費支給申請書に療養の内容を明記した証書類を添付して組合員が組合に請求しなければならない。

(自家診療)

第 5 条 甲種組合員が開設又は勤務する保険医療機関において被保険者の療養を行ったときは、次の掲げる場合、原則として組合に対し療養に要した費用について請求を行わないものとする。

- 一 甲種組合員が自己に対して療養を行ったとき。
- 二 甲種組合員がその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。
- 三 甲種組合員が当該組合員に雇用されている乙種組合員並びにその世帯に属する者に対して療養を行ったとき。
- 四 同一医療機関において他の医師が、当該甲種組合員及びその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。
- 五 同一医療機関において他の医師が、開設者である甲種組合員に雇用されている乙種組合員及びその世帯に属する被保険者に対し療養を行ったとき。

(移送費)

第6条 移送費の支給を受けようとするときは、甲種組合員が移送費支給申請書に添付書類を添えて行わなければならない。

2 支給額は省令の定める基準額により算定された額を支給する。

(出産育児一時金)

第7条 出産育児一時金は妊娠4ヵ月以上の出産、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）または早産に対し支給する。

2 双児等の出産に対しては、一児排出を一出産とし、出産児数に応じてこれを給付する。

3 出産は、被保険者資格を有する間の出産とする。

4 被保険者は、出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書により行わなければならない。

5 規約第15条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、3万円を加算する。

(葬祭費)

第8条 葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書により主としてその者の葬祭を行うものが行わなければならない。

(傷病手当金)

第9条 傷病手当金の支給が満了したときは、その満了となった日から起算して2ヵ年を経過した日から再び規約第17条第2項及び第3項による期間支給を行う。

2 給付期間が満了しないで支給を受けなくなった組合員が、再び支給を受けようとするときは、甲種組合員はその日及び乙種組合員は入院した日から支給する。

3 前項に定める支給期間を通算して規約第17条第2項及び第6項に定める期間とする。

4 組合員は、傷病手当金の支給を受けようとするときは、傷病手当金支給申請書により行わなければならない。

(第三者行為傷病)

第10条 被保険者が第三者の行為による傷病を受けたときは、速やかに第三者行為傷病届により組合員が届出なければならない。

(届出)

第11条 第6条から第9条の支給に関しては、各月毎に翌月10日までに申請しなければならない。

第12条 この規程に定めなき事項は、理事会の議を経てこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成24年12月27日から施行する。

昭和53年4月1日制定

平成元年2月1日改正

平成6年10月1日改正

平成9年4月1日改正

平成12年4月1日改正

平成17年7月1日改正

平成20年4月1日改正

平成20年7月31日改正

平成21年1月1日改正

平成24年12月27日改正

傷病手当金支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、傷病手当金の支給について国民健康保険法及び規約に定めるものの外必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格)

第 2 条 傷病手当金をうけることのできる者は、規約第 7 条に定める組合員とする。

(支給要件)

第 3 条 傷病手当金は、前条に定める甲種組合員が疾病または負傷により業務に従事することができなくなったときに支給する。

2 傷病手当金は、前条に定める乙種組合員が疾病又は負傷により療養の給付をうけている場合において、入院した日から支給する。

3 乙種組合員が、新型コロナウイルス感染症に感染し、令和 2 年 9 月 30 日までの間で労務に服することができなかった場合は、特例として自宅待機等の期間を含め支給する。

(支給期間の算定)

第 4 条 ある一定期間傷病手当金の支給をうけた甲種組合員が、再び疾病または負傷により業務に従事することができなくなったときは、その日から支給を開始する。

ただし、この場合、すでに支給した期間を通算し規約第 17 条第 2 項に定める期間をこえることができない。

2 ある一定期間傷病手当金の支給をうけた乙種組合員が、再び疾病または負傷により入院したときは、その入院した日から支給を開始する。

ただし、この場合、すでに支給した期間を通算し規約第 17 条第 6 項に定める期間をこえることはできない。

3 前項の中断期間が 2 ヶ年を経過したときは、中断前に支給した期間にかかわらずあらたに規約第 17 条に定める期間支給する。

4 傷病手当金の支給が満了となったときは、その満了となった日から起算して 2 ヶ年を経過した日から再び支給する。

5 乙種組合員の受給資格は、本組合に加入した日から91日目に取得するとなっているが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、特例として受給資格取得日以前であった場合でも支給する。

(認定)

第5条 この規程に定める給付の認定については、理事会において決定する。

(支払)

第6条 前条の規程により認定されたときは、その月末までに、申請した組合員に対して支給する。

(手続)

第7条 傷病手当金をうけようとする甲種組合員は、傷病手当金申請書（様式第14）により、毎月分について所属郡市区医師会長の証明をそえて、翌月の10日までに組合に提出しなければならない。

2 傷病手当金をうけようとする乙種組合員は、傷病手当金申請書（様式第14の2）により毎月分について甲種組合員の証明をそえて、翌月の10日までに組合に提出しなければならない。

3 前項の乙種組合員が、新型コロナウイルス感染症に感染し傷病手当金申請する場合は、傷病手当金申請書（様式第14の2）に甲種組合員の証明と診断書をそえて組合に提出しなければならない。

4 医療機関を変更したときは、その都度前項の申請書を提出しなければならない。

(規程の変更)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によりこれを定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの外、必要な事項については、理事会において決定する。

附 則

1. この規程は、令和2年1月1日から施行する。

昭和 42 年 2 月 1 日制定

平成 6 年 4 月 1 日改正

平成 9 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 1 月 1 日改正